# 区有地等利活用基本方針 (概要版)

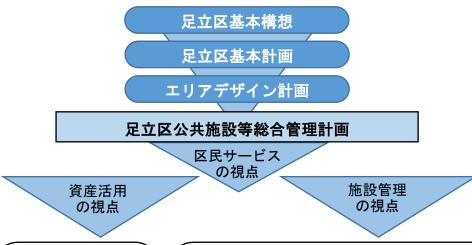
## 1 策定の背景

「足立区公共施設等総合管理計画(平成29年4月)」では、資産の総合的かつ戦略的な活用を推進するための**「方針」**を策定することとしている。この「方針」により、以下①及び②の課題を克服するとともに、区有地等の利活用状況の見える化を推進し、右表のとおり、資産活用の考え方を「部分最適」から「全体最適」へと転換を図る。

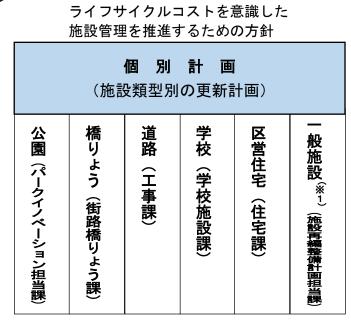
#### <課題>

- ①「公共施設更新」や「少子・超高齢化の進展」による財政負担の増大
- ② 区有地等の利活用状況を地域(エリア)全体として把握する必要性

## 2 区有地等利活用基本方針の位置付け







- ※1 一般施設…区民事務所、住区センター、地域学習センターなど、学校施設と区営住宅以外 の区有施設のこと。
- ※2 5つの検討素材…3つの計画と2つの土地情報のことをいう。3つの計画とは、①エリア デザイン計画 ②公共施設等総合管理計画 ③個別計画。2つの土地情報とは、 ①土地カルテ ②プロット図(区有地等配置図)。

	従 来	今 後
対象	土地及び建物 2,000 ㎡以上 大規模用地や駅前など稀少性の高い 土地・建物	土地 [ 500 ㎡以上の区有地及び取得が見込まれ ] る都住創出用地等 ※建物は個別計画で対応
考え方	<b>対象物件ごと</b> の活用方針を個別に判断	区有地等を <b>エリアごと</b> に把握し、地域全体 の将来像を描くとともに、その実現を図る
	公有財産活用基準(処理手続きを規定) 公有財産の活用構想(2千㎡以上が対象)	土地の面積の対象を広げるとともに、従前 の基準と構想を整理統合し、 <b>区有地等利活</b> <b>用基本方針</b> を策定

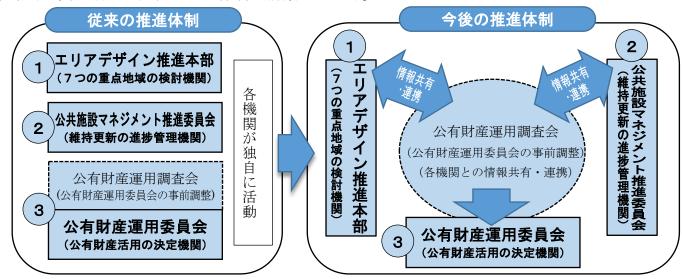
### 3 区有地等利活用基本方針の主な内容

#### (1) 3つの柱

- ① 区有地等を単独で考えず、所在する地域(エリア)全体の将来像をふまえた資産活用を推進する。
- ② 区有地等の取得・拡張・活用・処分にあたっては、エビデンス(プロット図(区有地 等配置図)、面積、用途地域等)を充分に活用する。
- ③ 区有地等の計画的な貸付・売却を推進し、財源創出を図る。

#### (2) 推進体制

「3つの柱」を達成するためには、3つの会議(下記の①~③)の情報共有・連携を図る必要がある。このため、公有財産運用調査会が中心的な役割を果たし、5つの検討素材(\*\*2)を用いた戦略的な資産活用を実行できる体制を構築していく。



## 4 結論

新たな歳入を確保するため、「区有地等利活用基本方針」により戦略的な区有地等の有効活用を推進する。

財政負担を平準化するため、「個別計 画」に定める各施設の効率的な維持更 新等を実行する。



将来にわたり持続可能な 足立区の実現